

令和6年7月25日

指定金融機関の商号若しくは名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、指定金融機関の商号若しくは名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行の商号若しくは名称、住所

（1）変更事項

商号若しくは 名称、住所	変更前	変更後	変更年月日
住所	東京都千代田区丸の内2-7-1	東京都千代田区丸の内1-4-5	令和6年7月16日

（2）変更の理由

本店移転に伴う、指定金融機関の住所の変更のため

2. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
本店 丸の内支店	東京都千代田区丸の内2-7-1	東京都千代田区丸の内1-4-5	令和6年7月16日

（2）変更の理由

店舗の移転のため